

~7 のものであつて此の奥から芦北地方のまつは20年前後の伐期で利用上最も合理的である。

(5) 産松を残すこと……伐採の際に形質の良いものを2~3伐期間残して建築材造船材に使用し種子採集の母樹ともなる。

未墾地開墾計画に於ける経済効果 測定の意味と方法

Significance and method of measuring the economic effects in the reclamation program of uncultivated lands.

九州大学農学部林政学教室 堀谷 勉
黒田 迪夫

I. 未墾地の開墾計画は狭い国土をより効率的に利用し、國家經濟の安定、農業生産の増大等を計り、以て國民經濟或は地方經濟に寄与せしめんとする政策的意図に出たものと解せられる。しかるに従来發行されたこの計画の中にはその実行を怠り余り、却つて全体としてマイナスの効果を結果したのも少なくない。之は畢竟この計画の實施に先立つ充分な吟味作業を欠いた事に起因しているのであるが、更に根本的には肥瘠の個々のケースに當面して、計画に基因して起ると予期せらる諸問題を予見し処理する科學的方法がなかつたという事に最大の原因が求められるようである。そこで我々はこの方法として経済分析又は経済効果の測定に因する一の新しい提案を試みたいと返す。

II. 経済分析の中心課題は計画に基因して生ずる諸変化を經濟的便宜から捉える事である即ち一は計画によつて獲得されると予期される便益で、他はその爲の費用の面である。この比較がその計画の妥当性を測定する。しかし一概に計画の便益と稱してもそれには種々のものが考へられる。即ち直接には例へば農産物の生産増加、國家經濟の安定或は開墾に要する資材需要の喚起、労力産出の増大等がある。又間接には之等の農産物が過程を通して消費に至る迄の加工、運搬、貯蔵等々の遠隔の利益、附加される産出増大、労力産出の増加による購買力の増大、さらにそれに基因する消費財及び生産財の生産増加等が考へられる。一方犠牲にされる効果としては、直接にはその土地を荒地以外の目的にした場合に解られる一切の純便益、投入された資材、労力を此に転用された時に生む便益、或は従来土地の防止機能の消失による被害等があり、間接にはさきに述べた波及過程に於て諸便益を生み出すために犠牲にされた労力、資材の価値がある。従つてこの計画に伴う効果測定という吟味作業は (1) 効果の波及範囲を分析し、計画に基因する部分を把握する (2) 之を同一の比較基準に換算する (3) 効率又は効果の妥当性を検討する、の三段階を行われ

はならぬ。

Ⅲ しかし実地にこの測定方法を採用する場合には次の使去に依拠した方がよい。即ち、(1)顕著な影響のみを考慮する (2)効果率の評価には今の市町村価格体系を用いるのが最も妥当とされている。炭形効果はそれ故道以の有形市町村価格によつて更積すべきである。又発生期間を異にするものは物価水準、利子率で調整する必要がある。従つてこの場合には仮定する経済水準に就て予めその妥当性を求めておく必要があるであらう。

Ⅳ 計画の実施規模は効果測定に直響な を持つ。即ち國家が直接に相当する場合には通常費用を超過する便益の最大額を獲得しうる計画を吟味すればよいが、個人又はその集團の場合には資金に一定の限度があるために超過便益の率が問題となる。従つて未墾地の肉型では個人又はその集團の獲得しうる純便益をその費用に対する効果率として示したものが市町村利子率より高いか、或は最も低い場合にも同等の有する可能な模範的用途に同等の努力、資材を投入して得られる効果率よりも有利でなければならぬ。又計画が政策として行われる限り、それが國民經濟或は地方經濟の利益増進に寄与すべきは当然であらう。若しこの場合両者の利害が対立するならば最初の計画は部分的に変更するか、なおそれでも満足を得られない時は後者の立脚を優先すべきであらう。

共有山林に関する一判例

九州大学農学部 益田 毅 考

事件名 共有権範圍確定請求事件 昭和19年9月28日大森院第3民事部判決

判決要旨 不動産の共有者の持分不均等なるも其旨の登記を爲さずして僅に共有権の登記をなしたるに越ぎざる場合に於ては共有者は其一人より持分を均等なるものとして善意に譲受けたる第三者に対し其持分の不均等なることを以て対抗することを許す

事 実 甲の先代は訴外乙、丙、丁と共に山林3.7町を買受け、代金負担の割合に応じて共々 $\frac{3}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ の持分の共有山林とし、登記簿には共有権のみ登記をした。甲はその後先代の持分を相続した。乙、丙は訴外進明にその持分の割合の異なることを告げずにその持分を譲渡した。進明はそれを更に戊に譲渡し、進明は未だ共有権移転の登記をしていなかったので中間着略によつて戊が共有権の登記をした。

